

読売新聞朝刊
2011年7月2日

DNA再鑑定決定

袴田事件
2次再審請求審

旧清水市(静岡市清水区)は25日までに、袴田(長)は25日までに、袴田(区)で1968年、みそ

製造会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求審で、静岡地裁(原田保孝裁判長)は、犯行時の被害者の衣類とされた衣類と被審者の衣類の計8点に付着した血液について、DNA型と血液型を再鑑定することを決定した。

決定は23日付。鑑定の対象は、犯行着衣とされた「5点の衣類」のうち白半袖シャツ、緑色フリースなど4点と、被害者のシャツや下着4点。それぞれに付着した血液のDNA型と血液型を調べ、袴田死刑囚や被害者と一致するかを調べる。

袴田人(長)は、弁護団と鑑定人(長)は、弁護団と請求即時抗告審で98と2000年に実施され、この際は「鑑定不能」と結論付けられた。弁護団は今年2月、「鑑定技術が進歩した」として再鑑定を請求していた。

「犯行時着衣」DNA再鑑定請求

袴田事件第2次再審請求で弁護団

「袴田事件」で死刑が確定した袴田(長)の第2次再審請求で、静岡地裁と静岡地検、弁護団による3者協議が1日、司地裁で行われた。協議後、記者会見した弁護団は、袴田死刑囚の犯行時の着衣とされる「5点の衣類」に付着している血液について、DNAの再鑑定を実施する方向で協議していることを明らかにした。

弁護団によると、今年2月に地裁に対してDNAの再鑑定の実施を請求しており、地裁の決定を待っている段階という。

弁護団によると、今年2月に地裁に対してDNAの再鑑定の実施を請求しており、地裁の決定を待っている段階という。

「5点の衣類」に関しては、第1次再審請求中の1998と2000年に鑑定を実施し、「鑑定不可能」との結果が出ているが、弁護団は「当時より技術が進歩している」として再鑑定を請求したという。DNA

鑑定の意義について、弁護団の小川秀世事務局長は「(5点の衣類が)でつち上げの証拠であることを証明することになる」との見通しを語った。

また、メーカーから提出された「5点の衣類」のズボンと同じ形式の寸法札3枚と証拠が新たに証拠開示された。確定判決では、ズボンにあった「B」の表示は「サイズを表す」と判断されたが、開示された寸法札には「色」と表記されており、弁護団の主張が裏付けられた。

後、鑑定人が鑑定に使う試料を持ち帰る。弁護団は、半年程度で鑑定結果が出るかとしている。

5点の衣類などのDNA型鑑定は、第1次再審請求即時抗告審で98と2000年に実施され、この際は「鑑定不能」と結論付けられた。弁護団は今年2月、「鑑定技術が進歩した」として再鑑定を請求していた。

25日に会見した弁護団の小川秀世事務局長は「捏造かどうかを調べる鑑定で、裁判所も弁護団の主張を理解してくれた」と述べた。